

特定施設対象施設一覧(騒音・振動)

施設番号				【凡例】◎…都市計画用途地域(工業専用地域除く) ○…都市計画用途地域 ●…都市計画用途地域及び都市計画用途外地域							
騒音規制法	振動規制法	県条例		施設の種類の		法		条例		原動機等の定格出力	規模・能力等
		騒音	振動			騒音	振動	騒音	振動		
1 (イ)		4-1(一)	5-11(一)	金属加工機械	圧延機械	◎		○	○	合計が22.5kw以上	
1 (ロ)		4-1(二)	5-11(二)		製管機械	◎		○	○		
1 (ハ)		4-1(三)	5-11(三)		ベンディングマシン	◎		○	○	ロール式で3.75kw以上	
1 (ニ)	1 (イ)	4-1(四)	5-1(一)		液圧プレス	◎	◎	○	○		矯正プレス除く
1 (ホ)		4-1(五)			機械プレス	◎	◎	○	○		(騒音)呼び加圧能力が294キロニュートン以上
1 (ヘ)	1 (ロ)	4-1(六)	5-1(二)		せん断機	◎	◎	○	○	(騒音)3.75kw以上 (振動)1kw以上	
1 (ト)	1 (ハ)	4-1(七)	5-1(三)		鍛造機	◎	◎	○	○		
1 (チ)	1 (ニ)	4-1(八)	5-1(四)		ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○	○		
1 (リ)	1 (ホ)	4-1(九)	5-1(五)		ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○	○	(振動)37.5kw以上	
1 (ヌ)		4-1(十)			ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○	○		タンブラスト以外で密閉式のものを除く
1 (ル)		4-1(十一)			ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○	○		ワイヤーフォーミングマシン
2		4-2			【騒音】空気圧縮機	◎		○			※2
2	2	4-2	5-2		【振動】圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)		◎		○	7.5kw以上	※3
2		4-2			【騒音】送風機	◎		○			
3		4-3			土石用又は鉱物用の破碎機(シュレッダー)、研磨(摩砕)機、ふるい及び分級機	◎	◎	○	○	7.5kw以上	
3	3	4-3	5-3		土石用又は鉱物用の破碎機(シュレッダー)、研磨(摩砕)機、ふるい及び分級機	◎	◎	○	○	7.5kw以上	
4		4-4			織機	◎	◎	○	○	原動機を用いるものに限る	
4	4	4-4	5-4		織機	◎	◎	○	○	原動機を用いるものに限る	
5 (イ)		4-5(一)		建築用資材製造機械	コンクリートプラント	◎		○			気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上
5 (ロ)		4-5(二)			アスファルトプラント	◎		○			混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
5			5-5(一)		コンクリートブロックマシン		◎		○	合計が2.95kw以上	
5			5-5(二)		コンクリート管製造機械		◎		○	合計が10kw以上	
6		4-6			コンクリート柱製造機械		◎		○	合計が10kw以上	
6		4-6			穀物用製粉機	◎		○		ロール式で7.5kw以上	
7 (イ)		4-7(一)		木材加工機械	ドラムパーカー	◎	◎	○	○		
7 (ロ)	6 (イ)	4-7(二)	5-6(一)		チップパー	◎	◎	○	○	(騒音)2.25kw以上 (振動)2.2kw以上	
7 (ハ)	6 (ロ)	4-7(三)	5-6(二)		砕木機	◎		○			
7 (ニ)		4-7(四)			帯のご盤	◎		○		15kw以上(製材用) 2.25kw以上(木工用)	
7 (ホ)		4-7(五)			丸のご盤	◎		○		15kw以上(製材用) 2.25kw以上(木工用)	
7 (ヘ)		4-7(六)			かなな盤	◎		○		2.25kw以上	
8		4-8				抄紙機	◎		○		
9		4-9			印刷機械	◎	◎	○	○	(騒音)原動機を用いるものに限る (振動)2.2kw以上	
7		5-7			印刷機械	◎	◎	○	○	(騒音)原動機を用いるものに限る (振動)2.2kw以上	
8		5-8			ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		◎		○	30kw以上	カレンダーロール機除く
10		4-10			合成樹脂用射出成形機	◎	◎	○	○		
9		5-9			合成樹脂用射出成形機	◎	◎	○	○		
11		4-11			鋳造型機	◎	◎	○	○		ジョルト式のものに限る
10	10	4-11	5-10		鋳造型機	◎	◎	○	○		ジョルト式のものに限る
		4-12			ディーゼルエンジン			●	●	(騒音)3.75kw以上 (振動)10kw以上	専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く
		4-12	5-12		ガソリンエンジン			●	●	(騒音)3.75kw以上	
		4-13			クーリングタワー(冷却塔)			●	●	電動機0.75kw以上	
		4-13	5-13		冷凍機			●	●	7.5kw以上	
		4-14			バーナー			●	●		燃焼能力が重油換算で15L/時以上
		4-15(一)			繊維工業施設で次に掲げるもの			●	●		
		4-15(二)			動力打綿機			●	●		
		4-15(三)			動力混打綿機			●	●		
		4-15(三)			紡糸機			●	●		
		4-16			コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成形機	◎	◎	○	○	※1	
		4-17(一)			ニューマチックハンマー			●	●		
		4-17(二)			金属製品製造施設で次に掲げるもの			●	●		
		4-17(三)			製てい機			●	●		
		4-17(四)			製びょう機			●	●		
		4-17(五)			打抜機			●	●	電動機2.25kw以上	
		4-17(五)			研削機			●	●	電動機1.5kw以上	
		4-18(一)			土石、鉱物又はガラス加工施設で次に掲げるもの			●	●		
		4-18(二)			切断機			●	●		
		4-18(三)			せん孔機			●	●		
		4-18(三)			研磨機			●	●		

※1 旧石巻市(河南町須江、須江一部)については平成7年10月の公害防止条例の改正により法に該当する施設の届出のあった場合については条例に該当する施設の届出(空気圧縮機等、法の届出に該当するものを設置している場合がクーリングタワー等の条例の届出に該当するもの)は不要です。なお、法での届出をしていない場合(クーリングタワー等条例規制にのみ該当する届出)は条例の届出が必要です。

※2 騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

※3 振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。